

長 寿 - 912  
平成24年8月10日

各介護保険指定事業者 様

秋田県健康福祉部長  
(公印省略)

### 介護サービス情報公表制度の改正について (通知)

日頃から本県における適切な介護サービス提供の推進についてご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、介護サービス情報公表制度におきましては、介護サービスを利用者の適切かつ円滑な事業所選択と、その選択において事業者に対する公平かつ平等な機会の提供に資するため、介護保険法の規定に基づき実施しているところで

す。この度、国による標記制度の改正が行われたところですが、この内容に従い制度運営方法の見直しを行うこととなりました。

本県においては、平成24年度から別添の「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」(別添1)及び「秋田県介護サービス情報の公表実施要領」(別添2)のとおり情報公表を実施することとしました。

各事業者におかれましては、改めて制度の趣旨をご確認のうえ、本県における制度の実施について、ご理解くださいますようお願いいたします。

#### 1 情報公表の実施について

介護サービス情報については、介護保険法により、年1回以上の事業者の報告と当該情報の都道府県による公表が義務づけられています。(介護保険法第115条の35)

公表の内容や実施方法については、これまでと大きな相違はありませんが、事業者の負担を極力軽減しつつ、制度の効果を十分に確保する観点から、本県においては、次項以下に記すとおり、運営体制、調査の頻度及び手数料を大幅に見直します。

変更点	これまで	平成24年度から
①運営体制	【公表】情報公表センター 【調査】7指定調査機関	【公表・調査】 情報公表センター 兼調査機関(1機関)
②調査の頻度	【報告・調査・公表】毎年	【報告・公表】毎年 【調査】 新規事業所/翌年・翌々年 既存事業所/3年毎
③手数料	公表手数料 10,000円 調査手数料(サービス毎) 19,200～35,800円	公表手数料 9,000円 調査手数料 12,000円

## 2 制度の運営体制

制度の実施にあたっては、介護保険法の規定により県が指定した情報公表センター及び7調査機関により実施していましたが、できる限り効率的に制度運営を行うため、平成24年度から1機関により報告の受理、調査及び公表を実施する体制とします。

【実施機関】 県指定情報公表センター・調査機関  
公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団

## 3 調査の実施

今回の制度改正により、従来毎年実施していた調査については、各都道府県が国のガイドラインを参酌して指針を定め、地域の実情に応じて適切に行うこととされました。

報告及び公表については、介護保険法の規定により、これまでどおり毎年度行うこととなりますが、調査については県の指針に基づき、次のとおり実施します。

【新規事業所】 計画の基準日前1年間において指定又は許可を受けた事業所は、その計画年度及び翌年度の2年間

【既存事業所】 3年に1回

※ 平成24年度以降の各年度において調査の対象となる事業所は指針に基づき計画で定めます。

## 4 手数料について

情報公表及び調査事務は、特定の者のために行う事務であることから、地方自治法の規定に基づき、所要の手数料を設定します。

できるだけ事業者の負担を軽減するため、運営体制の見直し等によりこれまでの手数料を減額改定しました。

調査手数料については、これまでサービス毎の手数料額としていましたが、事務の平準化を図り、大幅に減額したうえで全サービス一律の手数料とします。

【公表手数料】 9,000円(年1回)

【調査手数料】 12,000円(調査を行う場合)

秋田県長寿社会課介護保険班

電話：018(860)1363 F A X：018(860)3867

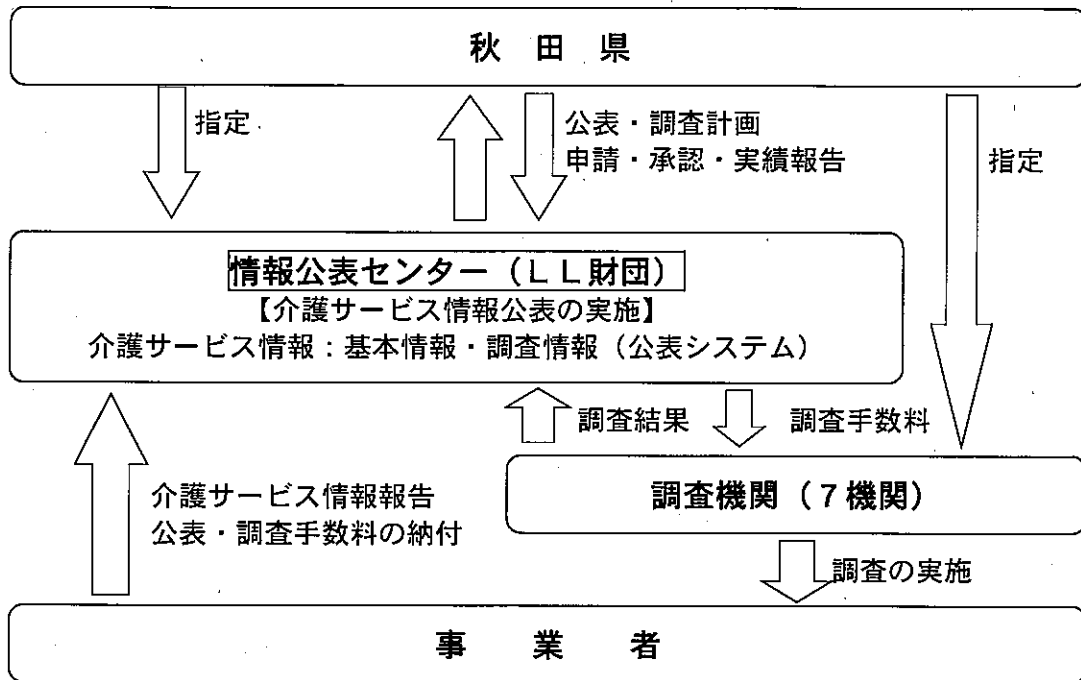
指定情報公表センター

公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団

電話：018(829)3777 F A X：018(829)2770

# 秋田県介護サービス情報の公表制度運営体制

## 【これまでの体制】



## 【制度の見直しに対応した体制 (平成24年度～)】

